

全国健康保険協会（協会けんぽ） 千葉支部からのお知らせ

◆令和4年度保険料率

協会けんぽは、主に中小企業で働く方やその家族が加入している健康保険です。

令和4年度の協会けんぽ千葉支部の健康保険料率は、本年3月分（4月納付分）より現状の9.79%から9.76%に引き下げとなります。介護保険料率（全国一律）についても、現状の1.80%から1.64%に引き下げとなります。

健康保険料率は地域の医療費水準に基づいて算出されます。「健診を受診する」、「保健指導の利用や医療機関への早期受診で重症化を防ぐ」、「企業を挙げて健康づくりに取り組む（健康な職場づくり宣言）」等に取り組んでいただくことで健康保険料率の伸びを抑える大きな力となります。ご理解とご協力をお願いします。

◆健診を受けましょう

協会けんぽでは、加入者の家族（40～74歳の被扶養者）を対象に、特定健診を実施しており、4月上旬ごろ、自宅へ受診券を同封した案内を送付します。

健診は疾病の予防や早期発見に欠かせないものであり、日ごろの生活習慣を見直すチャンスでもあります。健診費用の一部を協会けんぽが補助しますので、必ず健

診を受診しましょう。

〈特定健診とは〉

メタボリックシンドロームに着目した生活習慣病の予防を目的とした健診です。検査内容は、身体計測・血圧・血液検査（脂質・血糖・肝機能）・尿検査・問診などです。

▶受診方法＝健診機関へ予約した上で、受診券、健康保険証、自己負担金を持参して受診してください。

▶自己負担金＝千葉県内で受診する場合は950円または無料です（受診する健診機関によって自己負担が異なる場合があります）。

▶その他＝加入者本人（35～74歳の被保険者）を対象に、「生活習慣病予防健診」を実施しており、3月下旬ごろ、勤務先へ案内等を送付しました。

詳細は協会けんぽホームページまたは送付した案内をご覧ください。

☎協会けんぽ千葉支部企画総務グループ

☎043(382)8315

協会けんぽ千葉支部健診専用ダイヤル

☎043(382)8313

・新型コロナウイルス感染症
次に該当する方
・対象市国民健康保険または後期高齢者医療保険に加入している被用者（給与等の支払いを受けている）のうち、
・新型コロナウイルス感染症
に感染した方
・発熱等の症状があり、感染が疑われる方
・療養のために仕事をすることができない方
・療養のために仕事をすることができない方
・支給対象日数≧仕事をすることができなくなった日から起算して4日目を以降に仕事をすることができなくなった期間のうち就労を予定していた日数
▼支給額＝直近の継続した3か月間の給与収入の合計額÷就労日数×3分の2×支給対象日数（上限があります）
▼適用期間＝令和2年1月1日から令和4年6月30日の間で療養のために仕事をすることができなくなった期間（ただし、入院が継続する場合等は、最長1年6か月まで）

新型コロナウイルス感染症に感染した方に、令和4年度の後期高齢者医療保険料・介護保険料の仮徴収が始まります。令和4年度の確定した年間保険料は、7月に通知しますので、ご理解をお願いします。

傷病手当金の適用期間を延長します

新型コロナウイルス感染症に感染した方に、令和4年度の後期高齢者医療保険料・介護保険料の仮徴収が始まります。令和4年度の確定した年間保険料は、7月に通知しますので、ご理解をお願いします。

令和4年度の後期高齢者医療保険料・介護保険料の仮徴収が始まります。令和4年度の確定した年間保険料は、7月に通知しますので、ご理解をお願いします。

令和4年度の後期高齢者医療保険料・介護保険料の仮徴収が始まります。令和4年度の確定した年間保険料は、7月に通知しますので、ご理解をお願いします。

令和4年度の後期高齢者医療保険料・介護保険料の仮徴収が始まります。令和4年度の確定した年間保険料は、7月に通知しますので、ご理解をお願いします。

令和4年度の後期高齢者医療保険料・介護保険料の仮徴収が始まります。令和4年度の確定した年間保険料は、7月に通知しますので、ご理解をお願いします。

令和4年度の後期高齢者医療保険料・介護保険料の仮徴収が始まります。令和4年度の確定した年間保険料は、7月に通知しますので、ご理解をお願いします。

令和4年度の後期高齢者医療保険料・介護保険料の仮徴収が始まります。令和4年度の確定した年間保険料は、7月に通知しますので、ご理解をお願いします。

令和4年度の後期高齢者医療保険料・介護保険料の仮徴収が始まります。令和4年度の確定した年間保険料は、7月に通知しますので、ご理解をお願いします。

令和4年度の後期高齢者医療保険料・介護保険料の仮徴収が始まります。令和4年度の確定した年間保険料は、7月に通知しますので、ご理解をお願いします。

令和4年度の後期高齢者医療保険料・介護保険料の仮徴収が始まります。令和4年度の確定した年間保険料は、7月に通知しますので、ご理解をお願いします。

●別表

国民健康保険に加入の方	後期高齢者医療保険に加入の方
国民健康保険傷病手当金支給申請書	後期高齢者医療傷病手当金支給申請書
①世帯主記入用	①被保険者記入用(様式第29号の2)
②被保険者記入用	②被保険者記入用(様式第29号の3)
③事業主記入用	③事業主記入用
④医療機関記入用	④医療機関記入用

※対象者によって必要な申請書が異なりますので、事前にご相談ください。
※申請書は市ホームページに掲載しています。
※郵送でも受け付けます。

▼提出書類別表のとおり
申・国民課国保班
☎0475(70)0334
市民課高齢者医療年金班
☎0475(70)0336

令和4年度後期高齢者医療保険料・ 介護保険料の仮徴収が始まります

4月から、令和4年度の後期高齢者医療保険料・介護保険料の仮徴収が始まります。令和4年度の確定した年間保険料は、7月に通知しますので、ご理解をお願いします。

令和4年度の後期高齢者医療保険料・介護保険料の仮徴収が始まります。令和4年度の確定した年間保険料は、7月に通知しますので、ご理解をお願いします。

マイナンバーカードをお持ちの方は「マイナポイント」の申し込みができます ～マイナポイント第2弾開始のお知らせ～

マイナンバーカードを使って必要な手続きを行うと、自身が選んだキャッシュレス決済サービスのポイントがもらえます。1月から開始されたマイナポイント第2弾では、最大20,000円相当のポイントがもらえます。ポイントの受け取りには、事前の申し込みが必要です。マイナンバーカードの読み取りに対応したスマートフォンやパソコンで申し込みください。※市役所本庁舎でも申し込みができます（事前予約不要）。1階受付脇の支援窓口にお越しください。▶申し込みに必要なもの＝マイナンバーカード、マイナンバーカードの暗証番号（数字4桁の利用者用電子証明書）、キャッシュレス決済サービスの「決済サービスID」と「セキュリティコード」

- ▶対象＝令和4年9月末までにマイナンバーカードの交付申請をした方
 - ▶申込期間＝令和5年2月末まで
 - ①事前にマイナポイントの申し込みをした上で、自身が選んだキャッシュレス決済サービスでチャージまたは買い物をする（第1弾で5,000円相当のポイントを受け取った方は対象外です）。
ポイント申し込み受付中 最大5,000円相当
 - ②マイナンバーカードを健康保険証として登録する（すでに登録した方でもマイナポイントの申し込みができます）。
ポイント申し込みは6月ごろ開始予定です 7,500円相当
 - ③公金受取口座を登録する。
ポイント申し込みは6月ごろ開始予定です 7,500円相当
- 合計 最大20,000円相当**

☎(制度の詳細について)
マイナンバー総合フリーダイヤル ☎0120(95)0178
〈市役所での申し込みについて〉
総務課情報政策・業務改革推進班 ☎0475(70)0304

●後期高齢者医療保険料・介護保険料の基本的な納期

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
特別徴収	○		○		○		●		●		●	
普通徴収				■	■	■	■	■	■	■	■	■

○：仮徴収 ●：本徴収 ■：納付書または口座振替

ねんきんナビ

学生納付特例制度

学生の方で所得が無い場合や少ないことにより、保険料を納めることが困難なときは、学生納付特例を申請することができます。前年の所得などを審査し承認されると、保険料の納付が猶予されます。承認された期間の保険料は、10年以内であれば、さかのぼって納めることができます。申請手続きは毎年必要です。▶申請できる方＝20歳以上の学生の方・所得の目安
128万円+【(扶養親族の数)×38万円】で計算した額以下である場合
※前年所得が128万円を超えていても退職を考慮した審査が受けられる場合があります（ただし、離職票等の添付が必要です）。▶対象＝大学（大学院）、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校および

各種学校に在学する方
※国内に住所を置いたまま留学している方は相談ください。
▶学生納付特例の承認期間＝4月（または20歳誕生日）から年度末（3月末）
令和3年度に学生納付特例が承認され、日本年金機構からはがき形式の学生納付特例申請書が郵送された方は、必要事項を記入し、返送することで申請ができます。
ただし、はがき形式の申請書が届かない方は、学生証（両面・コピー可）または在学証明書、年金手帳を持参の上、申請する必要があります。
☎千葉年金事務所
☎043(242)6320
市民課高齢者医療年金班
☎0475(70)0336

買い物には、かごや袋を持っていきましょう